

# 歪む生活保護行政

## —大阪市実態調査から見—

# 際立つ人権侵害

## 「病氣隠して求職活動を」

### 背景に市のガイドライン

働いてはいるが病氣を抱えているためフルタイムでの就労が難しい。ケースワーカーから増収指導を受け、

「病氣を隠して求職活動をしない、病氣なんて言うから雇ってもらえないんだ」と言われた40歳代男性。がん治療を終え退院したばかりで、3人の子供を育てるために

を理由に却下された。法律では特別な理由がない限り申請に対する決定は14日以内に行わないといけないが、却下されたのは申請から27日後であった。

## 「口開けてみる」とCW

### 介護扶助抑え 1割負担強要

前代未聞の事態も起こっている。保護受給者が介護サービスを利用する場合、1割の自己負担に対して介護扶助費が支給される。大阪は福祉用具購入や住宅改修の際に自己負担をさせていた。その件数は、市によると2013年3月11日時点で計113件に達した。

## 法改正で変わる指定の見直しと指導の強化

改悪「生活保護法」では、①就労による自立の促進②健康・生活面等に着眼した支援③不正・不適正受給対策の強化—といった受給者に対する締め付けを強化するとともに、医療扶助の適正化の名のもとで指定医療機関の見直しと、指導を強化する。

後発医薬品の使用促進 (1) 医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認められたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促す。

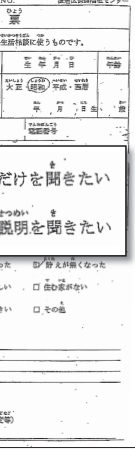
「仕事に過呼吸で倒れ、病状が回復せず退職、家賃も払えず一時は所持金11円になった30歳代男性。区役所では「仕事をしろ」の一点張りです。申請を受け付けず。体調不良のなかハローワークで求職活動を5日6件、面接も受けるが不採用。区役所へ申請するが「少ない」と言われ、稼働は、橋下市政になって強まった。



生活保護行政の改善を訴えた大阪市内5月29日、大阪市内

「要件及び取消要件を明確化。取消要件：保険医療機関でなくなったときや、診療報酬の請求に関する不正があったときなど。」

各自治体、指定の更新申請書と誓約書を送付



大阪市の作成した「相談受付票」。「申請したい」の項目がない

「生活保護法では、保護開始前の「指導」は認められていない。しかし、大阪市は「保護申請時における就労にかける助言指導のガイドライン」を3年前に作り、「助言指導」と称して求職活動を事実上強要し、稼働年齢層(15~64歳)を生活保護から排除している。

「口を開けてみる」と言われた(70歳代女性)▼区役所から「シエネリック品に変更するよう強く求められた(60歳代女性)▼往診や訪問歯科診療のケアプランに対して、ケースワーカーに「必要ない」と言われた。

(2) 指定の有効期間(現在は無期限)について、6年間の更新制を導入。

各自治体、指定の更新申請書と誓約書を送付

## 「仕送り額が少なすぎる」

### 音信不通でも 扶養照会迫る

福祉事務所から扶養照会の書類が届いたと話したのは50歳代の女性。書面に記された名前は、35年前に両親が離婚(DVが原因)して以来、音信不通の父親だった。文書は女性の娘の所にもきていた。本人にとっては存在すら知らない孫にまで、扶養照会が届けられて

11月、「生活保護受給者に対する仕送り額の『めやす』」を作成。例えば、給付所得者が保護受給の親1人を援助する場合、年収が300万円月2万2千円までと定めている。生活保護者と変わりない年収150万円の人からも月1万7千円の仕送りを求めている。元夫から月2万円の仕送りをしようとして協議離婚し、扶養

照会にも回答した母子家庭の女性に対し、ケースワーカーが「2万円は低過ぎる、元夫を区役所に呼び出す」と。扶養は保護の条件ではない。「めやす」が運用されれば、扶養義務者は年収のみを基準(生活実態を考慮せず)に一定額の仕送りを求められる。ケースワーカーの恣意的な判断。

親族に求める仕送り額(月額)目安例

親族の年収。サラリーマン	仕送り先(生活保護受給世帯)	
	元妻がシングルマザーで、親族男性との子ども(15~19歳)1人の場合	親や兄弟など
150万円	20,000~40,000円	~17,000円
300万円	40,000~60,000円	1,000~22,000円
600万円	80,000~100,000円	5,000~34,000円

大阪市の「仕送り額の『めやす』」から

大阪市の生活保護の現状 被保護世帯数(2014年1月)は11万7941世帯、対前年同月比99.5%。保護世帯のうち高齢者世帯の対前年同月比は104%、稼働年齢層は94.7%。大阪市の生活保護行政で生活実態を無視した就労指導や扶養義務の強要など、違法性が高い対応が問題になっていることから、5月28・29日の両日、大阪市の本庁をはじめ西成区や浪速区などと交渉し、事実確認と改善を求めた。交渉は弁護士が中心となって進められた。調査団長は井上英夫氏(金沢大学名誉教授)。

## 休業保障 受付期間8月31日まで

- ①最長730日の長期保障!
- ②掛け金が満期まで変わりません!
- ③掛け捨てではありません!
- ④自宅療養、代診をおいても給付!
- ⑤傷病給付金は非課税!
- ⑥所得補償保険との重複受給OK!

【加入日】 2014年12月1日  
【加入申込資格】  
①加入日現在健康で1つの主たる医療機関等週4日以上かつ週16日時間以上で業務に従事している。  
②59歳(昭和30年6月2日以降生まれ)までの保険医協会会員で、約款に同意できる保険医。  
※加入(増口)申込みできる方は、上の要件を全て満たす方です。

※資料請求・お問合せは、協会共済部(☎06-6568-7731)まで。